

# 第64回全国植樹祭大会ポスター原画コンクール及び 平成24年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール実施要領

## 1 趣旨

国土緑化運動の中心的な全国行事である全国植樹祭を平成25年春季に鳥取県で開催するにあたり、第64回全国植樹祭を広く周知するとともに、植樹及び森林・樹木の保護・保育の助長並びに県民の緑化意識の高揚を図るため、緑化に関するポスターを作成することとし、その原画を募集する。

## 2 主催

鳥取県、社団法人鳥取県緑化推進委員会、第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会

## 3 後援

鳥取県教育委員会

## 4 原画の内容、規格

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意味や第64回全国植樹祭の大会テーマ「感じよう 森のめぐみと 緑の豊かさ」を表し、植樹及び森林・樹木の保護・保育又は環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具とし（貼り絵を含む。）、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等はいないこと。なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真（サイズは原画の1/2以上）を添付すること。
- (3) 原画には文字を挿入しないこと。
- (4) 創作に限る。
- (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む）又は紙製ボードで、サイズはB3判（縦51cm、横36cm）を原則（ただし、特別の理由があれば、四つ切（縦54.5cm、横39.4cm）でも可）とし、縦画（縦長）とすること。なお、パネルはいないこと。
- (6) 用紙の裏面には、画題、都道府県名、学校所在地、（郵便番号、電話番号を付記すること）、学校名、学年、氏名を明記し、ふりがなをつけること。また、制作の意図を簡潔に記載すること。

## 5 応募資格

鳥取県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒

## 6 募集期限

応募は学校単位とし、学校長は、次の期限までに送付先に作品が到着するよう送付すること。

- (1) 送付期限 平成23年9月30日（金）まで
- (2) 送付先 第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県農林水産部森林・林業総室全国植樹祭準備室内  
（電話0857-26-7648）

## 7 審査、表彰

- (1) 審査は、「第64回全国植樹祭大会ポスター原画コンクール及び平成24年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール審査委員会」において行う。
- (2) 表彰区分及び副賞  
ア 第64回全国植樹祭大会ポスター原画コンクール  
全作品の中から大会テーマにふさわしい作品（1点）を第64回全国植樹祭大会ポスター原画として採用し、次のとおり表彰する。

表 彰	対象学校	表彰点数	内 容
第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会長賞	小・中・高	1点	賞状 副賞（図書カード1万円）

#### イ 平成24年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール

区分	表 彰	対象学校	表彰点数	内 容
県入選	鳥取県知事賞	小・中・高	各1点以内	賞状 副賞（図書カード1万円）
	鳥取県教育委員会教育長賞	〃	各1点以内	賞状 副賞（図書カード5千円）
	社団法人鳥取県緑化推進委員会理事長賞	〃	各1点以内	賞状 副賞（図書カード5千円）
佳作	〃	〃	各若干	賞状 副賞（図書カード1千円）

(3) 審査結果は、関係学校へ通知するほか、新聞、ホームページ等で学校名、学年、氏名を公表する。

#### 8 第64回全国植樹祭大会ポスター原画に採用された作品の取扱い

- (1) 第64回全国植樹祭の周知及び緑化意識の普及啓発を図るため、ポスター以外にも使用することがある。また、必要に応じ修正を加えることがある。
- (2) 著作権は、第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会に帰属する。
- (3) 平成24年用国土緑化運動・育樹運動ポスターの中央審査（全国コンクール）には出品しない。
- (4) 採用された作品は、返却しない。

#### 9 平成24年用国土緑化運動・育樹運動ポスターの中央審査等

- (1) 県入選作品のうちから、優秀なものを小・中・高校別に各3点以内を選び、社団法人国土緑化推進機構の中央審査に提出する。なお、提出した作品は原則として返却しない。
- (2) 中央審査による特選、準特選又は入選作品には賞が贈られる。特選作品のうちから平成24年用の国土緑化運動・育樹運動ポスター原画として各1点が採用される。なお、中央審査入選作品は、緑化意識の普及を図るため、ポスター以外にも使用されることがある。
- (3) 中央審査入選作品の著作権はすべて社団法人国土緑化推進機構に帰属する。
- (4) 中央審査に提出された応募作品は、原則返却されない。その他の作品は、学校あて返却する。
- (5) 県入選作品の著作権は鳥取県に帰属し、緑化意識の普及啓発活動に利用させていただくことがある。（中央審査入選作品を除く。）